

救護せずに立ち去ると「ひき逃げ」に！

被害者が「大丈夫」と言ったので立ち去り、「ひき逃げ」で検挙



Aさんは子供の自転車と接触し、転倒した子供に「大丈夫?」と声をかけた。

子供が「うん、大丈夫」と言ったので、Aさんは救護せずに得意先に向かった。

1 「大丈夫」のはずが、「ひき逃げ」で検挙

上の事例の顛末は以下の通りです。

- ① 自宅に戻った子供のケガを見た親が心配になり警察に届け出たところ、防犯カメラに車のナンバーが映っていたことから、Aさんの自宅に警察官が訪れました。
- ② 「ひき逃げ」として取調べが行われ、不起訴となりましたが、免許取消処分を受けました。
- ③ Aさんは会社からの信用を無くし、無免許となり運転できないことから営業職を外され、給与が大幅にダウンしました。

Aさんは、子供が「うん、大丈夫」と言ったことに安心して、救護を行わずに立ち去りました。しかし、被害者が軽傷で悪意がなく立ち去った場合でも「ひき逃げ」になります。

「ひき逃げ」とならないために

- i) 「何かとぶつかった」と思ったら必ず停止して確認しましょう。自分勝手な判断をして、確認をせずに立ち去ってはいけません。
- ii) 被害者が「大丈夫です」と言っても、病院での手当、救急車の手配等を行い、最寄りの警察署に報告しましょう。
- iii) 救護する前に被害者が立ち去った場合でも、警察署に事故の報告をしておきましょう。

事故を起こした場合、気が動転して適切な措置がとれないことがあります。事故の際にとるべき措置をマスターし、冷静に行動しましょう。

2 「軽傷事故のひき逃げ」でも、欠格期間4年!

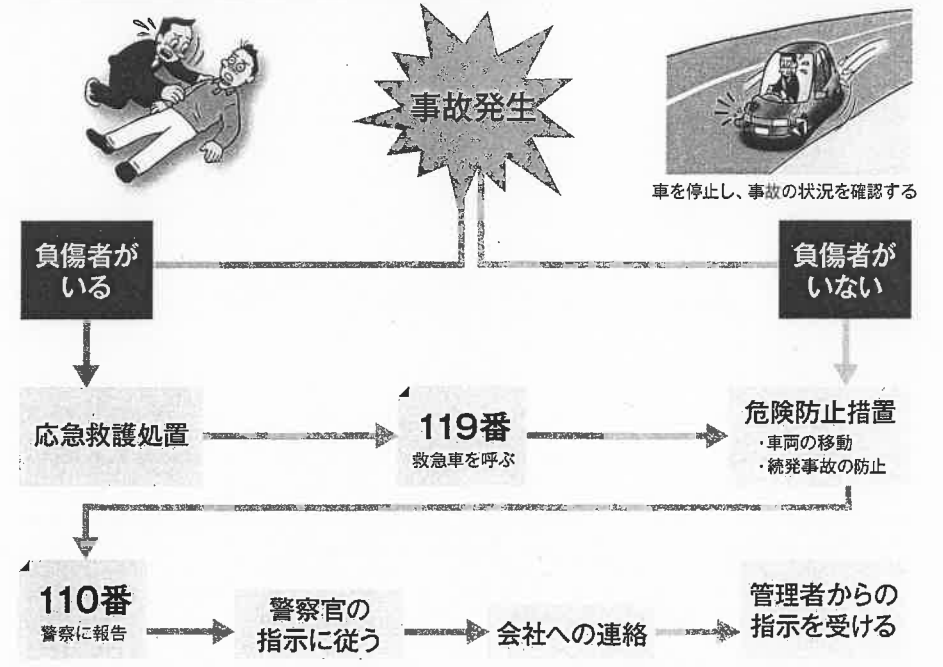
交差点で一時停止せず、歩行者に衝突して負傷させ、救護せずに立ち去った場合。

一時不停止 2点	+	責任が重い事故 3点 <small>(事故の付加点数)</small>	+	ひき逃げ 35点	=	40点	欠格期間 4年
-------------	---	---	---	-------------	---	-----	------------

【被害者は治療期間 15 日未満の軽傷 / 過去 3 年以内に免許停止等の前歴がない場合】
【欠格期間：運転免許が取り消されてから、新たに免許を受けることができない期間】

ひき逃げは厳罰
10年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

3 事故発生時の措置を知っておこう



交通事故の状況によっては、措置手順を前後させたほうがよい場合があります。